

木質ペレット燃料に関するペレットクラブ自主規格
PC WPFS 1

1. 目的

木質ペレット燃料の品質に関する自主規格を定め、一定水準の製品を消費者に提供すると共に、正しい利用法等を周知してもらうことにより、社会生活に貢献することを目的とする。

2. 適用範囲

この規格は、ペレット燃料のうち、無垢な樹木(付表2 1 参照)のみを原材料とする木質ペレット燃料について規定する。

備考1. この規格は、一般に販売される木質ペレット燃料を対象とし、一般購入者と製造業者等との間で行う受渡し時の品質保持と情報伝達のために規定したものである。ただし、特定の購入者と製造業者間の協定等に基づいて特定取引される場合には、この規格の適用範囲外とする。

備考2. この規格に示される項目の試験・測定方法に関する引用規格を、付表1に示す。

備考3. この規格で用いる主な用語および記号の定義を、付表2に示す。

3. 名称

木質ペレット燃料の名称表示は、次の3種類(付表2 参照)とする。

- 1) 木部ペレット燃料
- 2) 樹皮ペレット燃料
- 3) 木部・樹皮混合ペレット燃料

備考 この規格では、全木ペレット燃料(付表2 参照)という表現は用いない。

4. 品質基準

木質ペレット燃料の品質に関する基準を、次のとおり規定する。

項目	基準
形状	円柱状
寸法(直径・長さ) : mm	$(6 \pm 0.5$ または 7 ± 0.5 または $8 \pm 0.5) \cdot (5 \sim 25)$
低位発熱量(湿量基準) : kJ/kg(kcal/kg) (付表2 2 参照)	15,000 (3,600) 以上 試験方法は JIS(付表1 参照)による
水分(湿量基準) : wt%	12 以下 試験方法は JIS(付表1 参照)による
灰分(湿量基準) : wt%	特に規定しないが、JIS(付表1 参照)にて定められた試験方法で測定した結果を表示すること

備考 金属含有量、全塩素分、硫黄分、窒素分、かさ密度、粉化度については、製造業者は JIS(付表 1 参照)にて定められた試験方法で測定し、結果について情報開示義務(付表 2 参照)を負う。

5 . 表示

木質ペレット燃料を販売する際の包装、容器または送り状に表示する項目は、次のとおりとする。

- 1) 名称
- 2) 内容物重量
- 3) 品質

品質基準に定められた各項目について、自社の測定値を付記する。

- 4) 製造年月
- 5) 製造業者名および所在地、電話番号
(輸入の場合は、製造業者名もしくは輸入業者名および所在地、電話番号、原産国)
- 6) 販売業者名および所在地、電話番号
- 7) 取扱いに関する説明

保存期間、保存方法に関し、次のような表示をすることを推奨する。

- 1) 保存期間
 - a) 購入後 2 年以内。
 - b) 開封後 6 ヶ月以内(ただし、夏季期間を越さないこと)。
- 2) 保存方法

直射日光を避け、湿気の少ない所に保管すること。

- 8) 宣言と署名
この表示が、木質ペレット燃料に関するペレットクラブ自主規格(PC WPFS- 1)に準拠していることの宣言、ならびに宣言者である事業者名を記す。

6 . 制定等

木質ペレット燃料に関するペレットクラブ自主規格(PC WPFS 1)は、2005 年 4 月 25 日に制定する。

備考 1 年後を目途にこの規格の改訂を検討する。

以上

付表1 測定方法に関する引用規格

試験・測定項目	引用規格	備考
試験方法	JIS Z 7302-1:1999	試験方法に共通な一般事項について規定。
発熱量	JIS Z 7302-2:1999	発熱量試験方法について規定。
水分	JIS Z 7302-3:1999	水分試験方法について規定。
灰分	JIS Z 7302-4:1999	灰分試験方法について規定。
金属含有量	JIS Z 7302-5:2002	銅，亜鉛，鉛，カドミウム，鉄，アルミニウム，ひ素，全クロム，全水銀及びセレンの含有量試験方法について規定。
全塩素分	JIS Z 7302-6:1999	全塩素分試験方法について規定。
硫黄分	JIS Z 7302-7:2002	硫黄分試験方法について規定。
元素分析	JIS Z 7302-8:2002	炭素，水素，酸素及び窒素の元素分析試験方法について規定。
かさ密度	JIS Z 7302-9:2002	かさ密度試験方法について規定。
粉化度	JIS Z 7302-10:2002	粉化度試験方法について規定。本規格では、公称目開き 4.5mm の金属製網ふるいを用いることと規定する。

付表2 - 1 主な用語

用語	定義	備考
無垢な樹木	化学的処理、接着剤・結合剤他一切の添加物の使用、プラスチック類・塗料等の混入ならびに海水への浸漬経歴のない樹木をいう。樹木は木部と樹皮にて構成される。草本類はこれに含まれない。	
木部ペレット燃料	概ね 90wt%以上が木部で構成されているペレット燃料をいう。	製造各社で確認
樹皮ペレット燃料	概ね 90wt%以上が樹皮で構成されているペレット燃料をいう。	製造各社で確認
木部・樹皮混合ペレット燃料	木部ペレット燃料および樹皮ペレット燃料以外のペレット燃料をいう。 木部の構成比が概ね 10wt%以上 90wt%未満、もしくは樹皮の構成比が概ね 10wt%以上 90wt%未満の場合。	製造各社で確認

全木ペレット燃料	木部と樹皮から成る一本の樹木(全木)をベースとしたペレット燃料をいい、この規格での分類としては樹皮の混合割合によって、木部ペレット燃料もしくは木部・樹皮混合ペレット燃料のどちらかに入る。	
湿量基準	到着基準ともいい、取引時の実際の水分を基準とする	
乾量基準	無水基準、絶乾基準ともいい、無水状態を基準とする	
高位発熱量	高発熱量または総発熱量ともいい、燃料が水蒸気で飽和された空気により完全燃焼したときに発生する熱の総量をいう。燃料中の水素の燃焼によって出来る水分および燃料に含まれる全水分の蒸発潜熱が含まれている。通常、固体燃料の発熱量は高位発熱量を実測(付表1参照)によって求めるが、元素分析値(付表1参照)から計算式を用いて誤差数%以内で求めることも出来る。	
低位発熱量	低発熱量または真発熱量ともいい、高位発熱量から燃焼ガス中の燃料由来の水蒸気の凝縮潜熱を差引いた実際に利用可能な熱量をいう。燃焼機器の熱勘定には通常低位発熱量が用いられる。	
情報開示義務	試験データの提示や安全性・環境性に関する説明を、文書等で公表する義務をいい、測定値についてはペレットクラブへ報告することとする。	
推奨	この規格における義務ではなく、あくまでペレットクラブからの推奨を意味する。	

付表2 - 2 主な記号

記号	定義	備考
MJ/kg	メガジュール/キログラム	1MJ=238.846kcal
kcal/kg	キロカロリー/キログラム	
wt%	質量(weight)パーセント	